

2020年(令和2)7月3日

逗子市長 桐ヶ谷 覚殿

日本共産党逗子市議会議員団

団長 岩室年治

橋爪明子

2021年度市政・予算要望について

桐ヶ谷覚市長におかれましては、みどり・平和・市民自治を基本にして、市民への情報公開、情報共有のもとでの市民参画をめざし、市民生活を優先した施策推進、その積極的な取り組みを強く求めるものです。

逗子市政の2021年度の予算編成期にあたって、議員団が市民の切実な要求をまとめたものであり、来年度の施策と予算編成に反映されることを要請するものです。

※要求事項は、以下の4点を予算編成の基本にして、各所管の部・課別に項目に分けたものとなっています。

- (1) 基地のない平和なまちづくりの推進を
- (2) 市民が主人公の市民参加と市民自治のまちづくりの推進を
- (3) 環境と暮らしを守る安心できるまちづくりの推進を
- (4) 効率的な行政運営をすすめて、市民サービス向上の推進を

※新型コロナウイルス感染症対策については、今後の動向をみて要望させていただきます。

【経営企画部】

《企画課》

(秘書室)

(企画係)

1. 「青い海と みどり豊かな 平和都市」の都市宣言に基づき、環境保全に努め、基地のない平和なまちづくりを進めること。

2. 市民参加で「都市憲章」又は「自治基本条例」の制定を検討する。
3. 委員会・審議会を設置においては、市民公募と女性や若年層委員の構成率を高めるよう努めること。
4. JR・京急と国土交通省への要望事項
 - ① 市内の各踏切内歩道の設置を求めること。
 - ② JR「池子踏切」周辺には、池子米軍住宅の通勤路であり、第一運動公園もあって、交通量も多いことから、踏切を拡幅し歩道を確保されたい。
 - ③ JR逗子駅の「金沢新道踏切」の開閉時間の時間短縮について、引き続きJRへ改善を求めること。
 - ④ JR東逗子駅利用者の利便のために駅北口の改札口設置をJRへ求めること。また、「神武寺踏切」の拡幅を行ない、安全対策を求めること。
 - ⑤ 京急とJRの駅に可動式ホーム扉の設置を求めること。
 - ⑥ JR「山の根踏切」は、JR・市・地元住民と協議し、早期解決を図ること。
5. 公共施設建設整備の計画について
 - ① 維持管理運営経費（ランニングコスト）も考慮し検討すること。
 - ② 新宿会館に隣接した公有地の活用として、ポケットパークや駐輪場設置を検討すること。
6. 新規事業・公共施設整備などについては、政策評価を行い、事前に市民への情報提供・説明責任を実施すること。

（広聴広報係）

1. 市民本位の広報・広聴活動の充実に一層努めること。また、「広報ずし」の紙面改善に努めること。とくに字体を大きくすること。

《財政課》

1. 住民自治協議会の担当職員を廃止すること。
2. 財政計画に基づき「基金額」を位置付けること。
3. 超過負担金、交付金、市債、地方税制度、事務配分等の抜本的改善を国に対して求めること。
4. 特定財源の確保に努めること。

《基地対策課》

逗子市民の歴史的悲願であり、旧池子弾薬庫、現在の「池子住宅地区及び米海軍補助施設」の早期全面返還が市是となっている。そして米軍基地撤去後、池子の森を加えた「三浦半島国営自然公園」実現のために積極的に取り組むこと。

40ヘクタールの「共同使用」となっている池子の森自然公園について、市と市民の負担軽減のために財政支援を国に求めること。

逗子市域の既存(建替え含め)の生活関連施設整備計画について、国と米軍に対し、既存緑地への影響がでないよう求めること。

1. 基地関連の要望について

- ① 不平等な日米地位協定の見直しを国と米軍へ強く求めること。
- ② 基地交付金等の増額、また、固定資産税と同様な算定と評価替えを行うことを国に求めること。
- ③ 逗子市が旧軍港市転換法の適用を受けられるように粘り国に求めること。
- ④ 相模湾の米軍行動区域の見直し、廃止を求めること。
- ⑤ 本市で発生している米軍等の飛行に伴う騒音について、改善を求めること。
- ⑥ 原子力空母艦隊などの横須賀母港化に反対すること。
- ⑦ 米軍に対し、池子接收地内の環境保護に取り組むよう求めること。
- ⑧ オスプレイ配備と逗子市内上空の飛行を止めるよう要請すること。

2. 全面返還について

- ① 市民・議会・市長が一体となって、全市民的に池子住宅地区及び米海軍補助施設の早期全面返還運動を展開し、国に返還を求めること。
- ② 池子住宅地区以外に残された後背地を返還させ、緑地の保全をめざして「三浦半島国営公園」の実現を国へ求めること。

3. 40ヘクタールの「共同使用」について

- ① 医療保健センターへの進入路について、速やかに返還手続を進めるように国へ求めること。
- ② 当面、池子の森自然公園計画地内を通過する都市計画道路については、交通計画策定や都市計画道路の見直しの中で、検討をすすめること。
- ③ 運動施設(調整池等の防災施設)の維持管理費用について、国に応分の負担を求

め、米軍の施設使用料免除分について、国と米軍に負担を求めること。

- ④ 池子の森自然公園の整備計画は中止すること。
- ⑤ 久木共同運動場への通路の返還を求めること。当面は年間使用料の減免を求めること。

4. 米軍による犯罪被害・事故等と治安対策について

- ① 米軍関係者との事故・事件に、市民の被害者への相談活動や通訳派遣、国・米軍との交渉について援助すること。
- ② 米軍と軍属に対する交通安全教育を徹底させ、国内法の遵守、そして車庫証明の発行を求めること。
- ③ 市民や地元からの要求や苦情の処理と解決は、国・県・米軍に対し、迅速な対応を求めること。
- ④ 米軍と軍属による凶悪犯罪が発生した場合、再発防止策と綱紀粛正を強く求め、地位協定の見直しを求めること。
- ⑤ 米軍に対し、条例等の法令順守と合わせて海岸・公園・道路など公的場所での飲酒禁止を求めること。

5. 不発弾処理問題と調査について

- ① 不発弾の本格調査実施を国に求めること。

6. その他

- ① 基地問題など、基地対策の調査・研究を行うこと。また、その結果をまとめて（仮称）「基地対策」など冊子を作成し、毎年発行すること。
- ② 県環境アセスの「事後調査」として、池子の森全域を対象にした再調査を求めること。

《防災安全課》

災害時の市民の生命と財産を守る意識をもって、減災、防災対策に取り組むこと。

- 1. 市民に対し、防災の助成制度を紹介し、防災の啓発活動に取り組むこと。
- 2. 自主防災組織の組織化を推進すること。
- 3. 自主防災組織の防災器材倉庫設置場所については、公有地等協力をすること。
- 4. 災害の誘導標識設置を計画的に進めること。
- 5. 老朽化した消防分団詰所（3分団・5分団・9分団）の順次建替えを進めること
- 6. 液状化の被害想定ハザードマップを市民へ配布し、液状化対策を進めること。

7. 耐震診断・補強工事の助成制度の担当所管と協力して、市民周知に努めること。
8. 市と事業者や諸団体との防災協定等の締結について、計画的にすすめること。
9. 公共施設を活用する備蓄体制を確立すること。
10. 逗葉地域医療センターが災害医療拠点として、被災者の受け入れ体制・設備などの充実に努めること。
11. 横須賀米軍基地における原子力艦船事故対策について、避難区域を3キロから原発と同様に30キロに拡大するよう国に求めること。また、近隣自治体と協力して核事故対策の調査・研究に努め、地域防災計画にも位置付けること。
12. 原発事故や米軍の原子力艦船事故の対策として、市民全員に配布できる安定ヨウ素剤の備蓄を図ること。
13. 防災行政無線の難聴地域について、早期に改善を図ること。
14. 防災の指定井戸の充実に努めること。
15. 災害時の要援護者(高齢者・障がい者等)の救援体制の整備を図ること。
16. 台風時の防災行政無線が機能しないため、緊急避難誘導のためにも、各家庭への防災ラジオの普及に取り組み、その助成制度を設けること。
17. 国民保護計画については、「計画」を実施しないこと。
18. 洪水ハザードマップ・津波ハザードマップを活用し、市民への周知と具体的な避難計画や対策を講じること。
19. 津波被害対策として、避難ビルの指定建物を増やし、市内の避難経路の整備を図ること。
20. 浄水管理センター(下水道施設)の津波対策を講ずること。
21. 逗子市内での帰宅困難者と市民の要支援者に対する対策を講ずること。
22. 公立・民間保育園の「防災計画」を策定にむけて検討すること。
23. 災害救援ベンダー(自販機)について、公園設置を検討すること。
24. 振り込め詐欺に対する啓発活動に取り込むこと。

【福島第一原発事故の放射能対策について】

1. 放射能対策に係る財政負担については、東電へ負担を求めること。

【総務部】

《総務課》

1. 情報公開条例に基づいて、情報提供と情報公開を積極的に行なうこと。
2. 市民本位の民主的な立場から、市民サービス向上と効率的な運営に取り組み、行政改革を進めること。

《職員課》

1. 職員の労働基本権を制約しないこと。
2. 職員の労働条件の改善と権利を保障すること。
3. 女性職員の幹部管理職への積極的登用を行うこと。
4. 技術職の常勤職員を採用すること。
5. 障がい者の職員採用枠を広げ、積極的に雇用を図ること。
6. 市議会議員の報酬について、「決議」を尊重し、速やかに報酬審議会へ諮問、議員報酬の見直しを図ること。

《管財契約課》

1. 土地の売買価格などの決定に際して、土地鑑定は複数実施すること。
2. 市の発注（物品購入・工事請負）は分割発注に努めること。
3. 質の低下を防止し、優良事業者を育成するためにも全ての事業について「最低制限価格制度」の本格導入を進めること。
4. 公契約条例の早期制定すること。
5. 公有地の無断使用をさせないよう適正な管理を行なうこと。

《情報政策課》

（情報政策係）

1. マイナンバー制度について、セキュリティーの強化と対策を図ること。
2. 行政の各種手続きにおいて、マイナンバー未記載で、市民が不利益を受けないようにすること。

(情報公開係)

1. 市民に対する情報提供と情報公開を積極的に取り組むこと。
2. 会議録作成は反訳に努め、概要や要旨にとどまる場合も含め録音データ化による保存に取り組むこと。

《課税課》

(国有提供施設等所在地市助成交付金及び施設等所在地調整交付金)

1. 基地交付金等の増額、また、固定資産税と同様な算定と評価替えを行うことを国に求めること。

《納税課》

1. 相談体制の充実に努めること。

【市民協働部】

《市民協働課》

(市民協働係)

1. 地域活動センターについて、建物修繕に努めること。
2. 小坪・沼間のコミュニティセンターについて、建物修繕に努めること。
3. 市民参加条例について
 - ① 市民への情報提供・公開や公聴会・パブリックコメント等を積極的に行い、市政への市民参加を推進すること。
 - ② 「計画」「政策」「方針」について、パブリックコメントを実施する前に、計画(案)等の説明会を必ず開催すること。
4. 市民交流センターについて、2階ギャラリーの有効活用を検討すること。
5. 協働事業提案制度について、事業化は凍結すること。
6. 住民自治協議会設置について、小学校区の区割りを見直し、制度の条例化を図ること。

と。その際、担当職員廃止、事務局事件費への支援を行なうこと。

7. 都市宣言と非核宣言から、非核・平和政策を推進すること。
8. ピースメッセンジャー事業を復活すること。
9. 「被爆者の会」や平和団体への支援に取り組むこと。

(人権・男女共同参画係)

1. 男女共同参画計画について、条例を制定し、相談体制の充実を図ること。
2. 「こどもの権利条例」の制定を検討すること。
3. 消費者対策について、被害者への相談体制の充実を図ること。

《戸籍住民課》

1. 自動交付のシステム化の検討をすること。
2. 自衛隊の募集業務をやめて、市長からの募集相談員への委嘱状を出さないこと。
3. 防衛省への情報提供は、自己個人情報のコントロール権からも、本人同意を求めること。
4. マイナンバーカード作成を強制しないこと。

《経済観光課》

1. 農林水産振興について、

- ①魚介類の養殖施設・築磯・海草増殖等の支援を充実して、小坪漁港の整備をすすめる、その振興を図ること。

2. 商工振興について

- ① 預託資金の運用は、金融機関のみとせず、申込みを含めた市の相談窓口の設置を図ること。
- ② 商店街の空店舗活用のため、新規出店希望者に対する補助制度の検討を図ること。
- ③ 住宅改修や店舗の改装工事に対する助成制度を創設すること。
- ④ 民泊の住民説明会開催を義務付ける「要綱」を制定すること。

3. 労政事業・消費者対策などについて

- ① 勤労者住宅資金利子補給制度の資金使途の緩和・限度額の増額・期間の延長等の改善に努めること。

4. 逗子海岸について

- ① 砂質改良と清掃に努めること。
- ② ごみ箱について、年間を通じて設置せず、来訪者には持ち帰りの義務化を図ること。

5. 観光振興について

- ① 逗子市観光協会の事務所を庁外に設置し、活動と運営の独立性を高めること。
- ② フィルムコミッション(FC)は、直営はやめて、実施主体の見直しを図ること。
- ③ 花火大会の取組みについて、市の財政状況を考慮し、支援すること。

6. 公衆トイレについて

- ① 老朽化に伴い改修・建替えを順次、計画的に整備を図ること。
- ② JR東逗子駅前トイレは、早期に抜本的改修又は建替え整備を図ること。

《文化スポーツ課》

1. 文化プラザホールと市民交流センターの一体的な管理を行うことで、管理運営の効率化と合理化を図り、市民サービスの向上に努めること。
2. 体育協会（公益財団法人逗子市体育協会とスポーツクラブ「うみかぜクラブ」）や競技団体への育成と支援に努めること。
3. 体育協会の財団法人化に伴う基本財産（1億円）の資金運用益が見込めず、新たな事業展開が難しい中では、この1億円の取扱いを再検討すること。
4. 学校開放事業に取り組み、安全管理と監視体制を適切に行うこと。
5. 専門的技術をもったスポーツ指導員の養成やスポーツ団体への助成に努めること。
6. 体育指導員の処遇改善を図ること。
7. 市立体育館（逗子アリーナ）について
 - ① 利用料金の改定は、できる限り値上げ抑制に努めること。
 - ② 小・中学生の土日利用について、無料開放に取り組むこと。
8. 弓道場とアーチェリー場について、整備を検討すること。
9. 夏休みの市営プールの子ども利用を無料とする「小中学生の無料券」を発行すること。

【福祉部（福祉事務所）】

《社会福祉課》

（社会福祉係）

1. 民間火葬場について、逗子市・鎌倉市・葉山町の3者で公有化を図ること。
2. 福祉会館の建替え・移転含めて検討を進めること。

（保護係）

1. 生活保護の申請者へは、基本的人権と権利を尊重し、適切な支援を行うこと。

《障がい福祉課》

1. 「障がい者福祉計画」を推進し、施設の整備を図ること。
2. 障がい者福祉に関する必要な専門の常勤職員を配置し、その人員を確保すること。
3. 障害者総合支援法の利用者負担について、免除及び軽減制度を設けること。
4. 市内事業者に積極的に雇用促進を要請し、補助制度の充実を図ること。
5. 障がいの早期発見のためにも、5歳児健診の実施を図ること。
6. 障がい者のタクシー利用助成制度を設けること。
7. 障がい者・難病患者の自己負担軽減のために医療費助成を行うこと。
8. 移動制約者に対する公共交通機関のシステムを検討すること。
9. こども発達支援センターに選任の教員配置を行なうこと。

《国保健康課》

1. 医療について

- ① ベッド規制撤廃を県と国に求めること。
- ② 第2次・第3次診療を含めた広域医療総合システムの確立をめざし、2次救急体制の充実を図ること。
- ③ 休日・夜間診療について、小児専門医を配置すること。

2. 健診等について

- ① 特定健診の負担軽減を図ること。
- ② 検診の自己負担分の抑制を努めること。
- ③ 健康予防の啓発活動など対策の充実を図ること。
- ④ 人間ドックに対する助成を創設すること。

3. 総合的病院誘致について

「葵会」病院の誘致について、県の病床数配分も見込めていない状況では、病院誘致促進条例を廃止し、今後は広域医療体制の充実を図ること。

4. 国民健康保険(国保)について

- ① 一般会計からの適正な繰り入れを引き続き行い、国保料の値上げは抑制すること。
- ② 国保料の算定において、均等割を廃止し、当面は子どもを減免すること。
- ③ 国保の傷病手当制度について、新型コロナウイルス感染症以外についても対象を拡大するように国に求めること。
- ④ 国保料の滞納を理由とした制裁措置条項の撤回を国に求め、「資格証明証」の交付は行わないこと。
- ⑤ 国保料の独自減免制度を拡充し、市民への周知徹底を図ること。
- ⑥ 組回国保への助成を継続すること。

4. 後期高齢者医療制度(広域連合)について

- ①減免制度の充実、県交付金の補助率引き上げ、資格証発行は止め、人間ドック助成など広域連合に求めること。

5. 感染症対策について

- ①鎌倉保健福祉事務所や関係医療機関などとのネットワークを構築し、円滑な医療の提供が行える体制を確立すること。

6. 年金について

- ①最低保障年金制度を設けるよう国に対し求めること。

《高齢介護課》

(高齢福祉係)

1. 高齢者の生きがいと雇用対策の推進の場として、株式会社パブリックサービスに支

援を図ること。

2. ふれあいパス購入への助成を図ること。
3. 高齢者入浴券（入浴助成券）は、市外銭湯の利用も可能とすること。
4. 徘徊高齢者対策事業について、平成30年度から徘徊探索機器の貸与が新規登録休止となったが、事業を復活すること。
5. 福祉給食サービス事業、在宅高齢者紙オムツ支給事業、福祉救急通報システム事業について、対象者の拡大に努めること。

（高齢者センター）

1. 建替え計画を検討し、再整備を図ること。

（介護保険係）

1. 低所得者対策として、保険料・利用料の減免対象者の拡大を図ること。

【環境都市部】

《環境都市課》

（環境都市係）

1. 環境基本条例に基づく「環境基本計画」の推進を図ること。
2. 逗子市環境基本条例(平成9年)の第21条「環境保全・創造推進員」を削除する条例の一部改正をすること。
3. JR東逗子駅前用地活用プロジェクトチーム報告書の具体化に向けて取り組むこと
4. 「地域公共交通総合連携計画」の策定を進めること。
5. 都市計画決定について、事前の広報、説明会・公聴会など市民参加を必ず行うこと
6. 交通安全計画について
 - ① 自転車のマナー向上、ルール周知・啓発活動を推進すること。
 - ② 歩行者と自転車を優先するまちづくりの「条例化」を検討すること。
7. 駐輪場と放置自転車対策について

- ① 市営駐輪場について、自動精算機の順次導入を図ること。
- ② 逗子海岸の周辺に駐輪場を設置すること。
- ③ 駐輪場に、電動の空気入れを設置すること。
- ④ 放置自転車の移動費用の値上げを検討すること。

《まちづくり景観課》

1. 「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」について、評価ランクのデータ更新を適時適切に行うこと。
2. 「耐震改修促進計画」について
 - ① 耐震診断・耐震補強工事への助成制度の拡充と委任払い制度を導入すること。
 - ② 耐震診断の対象を「昭和56年5月31日以前に着工」から「平成12年5月31日以前に着工」の建物に改めること。
3. 危険ブロック塀の全域調査を行なうこと。また、ブロック助成制度の周知啓発に努めること。

《緑政課》

1. 公園の維持管理と整備について
 - ① 遊具の安全点検と更新を計画的に順次進め、清掃管理に努めること。
 - ⑤ 名越切通史跡公園計画（歴史公園）は、地権者と関係機関の協力を得て、公園実現を図ること。
 - ⑥ 披露山公園(49台)と桜山中央公園など公園駐車場の有料化を図ること。
2. 第一運動公園について
 - ① 弓道場・アーチェリー場整備を検討すること。
3. 池子の森自然公園(40ha共同使用)について
 - ① 池子の森自然公園の整備事業計画を凍結すること。
 - ② 維持管理運営費について、国と米軍に応分な負担を求めること。
 - ③ 緑地エリアの久木側について、旧地名「柏原」を使用し、歴史的経緯の揭示板を設置すること。
 - ④ 緑地エリアの一般開放において、昼夜の警備体制を講ずること。
4. 三浦半島国営自然公園について

①米軍池子住宅地区の全面返還をめざし、後背地を含めた国営公園設置を国へ求めること。

5. 披露山・大崎公園について

①抜本的な再整備計画の検討すること。

②動物管理の改善を図ること。

6. 「緑の基本計画」と緑地保全等について

① 小坪2丁目県有地（通称・ハゲ山）は、「緑の基本計画」に基づき、都市緑地として保全に向けて公有化し、都市公園として都市計画法の進めること。

② 久木6丁目緑地の「市民の森」契約が締結されたことから、早急に整備を図ること。

③ 市街化調整区域の山林について、生態系と緑地保全をめざした樹容維持奨励金制度を復活すること。

④ 「緑の基本計画」に基づく緑地保全を図ること。また、「みどり基金」の積極的な活用も図り、緑地保全の施策の展開に努めること。

⑤ 保存樹林奨励金と保存樹木奨励金について、休止されたが、みどり基金を活用して、復活に向けて検討すること。

⑥ 大企業所有地・公有地の緑地について、定期的な管理手入れを義務付け、個人私有地の場合は助成制度を創設すること。

8. 逗子市旧野外活動センターについて

① 耐震補強と改修を図り、学校教育を含めた活用計画を検討すること。

《資源循環課》

1. ごみ処理について

① 「広報ずし」や、「キューズ」等の発行で、市民への情報共有を図ること。

② 4戸以上の新築共同住宅へのごみステーション設置義務化を図ること。

2. ごみ処理の施設整備と分別収集について

① 焼却施設や最終処分場の延命に努めること。

② 廃棄物減量等推進員の活動結果を「広報ずし」で紹介し、報告すること。

③ ゴミ処理広域化は、市民への情報提供に努め、市民合意で進めること。

3. 池子米軍住宅関係について

① 現在の米軍家族住宅ごみ手数料の計算はランニングコストのみであるが、施設

整備費や最終処分費等も加えた手数料の計算をして、「協定」の改訂時期に適正に負担を求めること。

- ② 市内に居住する米軍関係者には、分別収集への理解を求め、周知と徹底を図ること。

4. 深夜花火規制条例について

- ① 条例の周知と啓発活動に努めること。

5. 路上喫煙等の防止に関する条例について

第5条「路上喫煙等禁止地区の指定」について、早急に具体化を検討すること。

《環境クリーンセンター》

(収集係) (処理係)

1. 屋外作業の安全対策と衛生管理、職員の処遇改善に努めること。
2. ごみステーションのネットボックスの助成制度の拡充に努めること。

《都市整備課》

(都市整備係)

1. 防災対策について

- ① 地滑り防止地域指定を進めること。
- ② すべての急傾斜地域を早急に指定し、その整備に取り組むこと。
- ③ 小規模防災工事の助成を低地の埋め立てにも適用できるように検討すること。
- ④ 土砂災害防止法の指定後、市民に周知し、対策を講ずること。
- ⑤ 地滑りに限定した地質調査を実施し、全域の地質について地質学者を含む専門家で全面かつ精密な診断を行い、その対策を講ずること。

2. 道路整備について

- ① 市内道路の改修や歩道等の整備を計画的に推進すること。また、国道・県道の整備を強く国に求めること。
- ② 都市基盤整備として、道路改修を順次計画的に整備を推進すること。とくに市民要求のある身近な生活道路の補修には努めること。

- ③ 「逗子市交通バリアフリー基本構想」の具体化を図り、推進すること。
- ④ (基地対策課と再掲) 当面、(仮称)池子の森自然公園計画地内を通過する都市計画道路については、交通計画策定や都市計画道路の見直しの中で、検討をすすめること。

3. 三浦半島中央道路計画について

- ① 地元住民と自治会が反対している中で、県に対し事業の凍結を求めること。
- ② 県は都市計画の決定時の説明で、周辺の歩道拡幅や交差点改良などを約束していたが、実施されていない。県へ周辺対策や改善を求めること。

4. 東京湾口道路計画について

市独自に政策評価を行い、計画推進の立場を見直すこと。

5. JR逗子駅前について

- ① バス乗場の段差解消と安全対策を図ること。
- ② 西口の県道に対する歩道設置について、県に強く求めること。
- ③ 一般車バースの障がい者の乗降専用スペースを確保すること。
- ④ JR逗子駅西口の久木側階段下の段差解消と拡幅を実施し、利用者の安全確保を行なうこと。

6. シンボルロードについて

新宿会館の隣地について、公有地のポケットパークと市営駐輪場整備を検討すること。

7. 県道・高速道路の整備等について

- ① 三浦半島中央道路計画の長柄～桜山間の延伸計画について、県に事業凍結を求めること。
- ② 逗葉新道の無料化を県に求めること。
- ③ 横浜横須賀道路の通行料値下げを国に求めること。
- ④ 県道鎌倉葉山線、横須賀逗子線、森戸海岸線など歩道確保を整備促進されたい。

8. 治水対策について

- ① 田越川の改修を進め、田越橋の架け替えを県へ要望すること。
- ② 準用河川の改修を急ぎ、国庫補助率の引き上げと対象の拡大を国に求めること。
- ③ 砂防河川の改修を計画どおりに推進すること。あわせて、護岸の崩落防止のための調査とパトロールの強化を進めること。

- ④ 米軍池子住宅地区の調整池(防災施設)の維持管理については、国に対し、費用の負担を求めること。
- ⑤ 久木9丁目の溜池について、整備の検討を図ること。
- ⑥ 市内各所の冠水など、水害対策について原因究明、その調査を実施し、根本的な改修工事を行うこと。
- ⑦ 大畑前水路について、適切な維持管理に努めること。
- ⑧ 「雨水浸透枡」設置と家庭用貯水槽の助成制度を設けること。

(土木管理係)

1. 市営住宅管理計画について

市営住宅の空きがない場合、民間空き家(共同住宅も含む)を借り受け、市営住宅(公営住宅)として提供について検討すること。

2. 境界査定と狭あい道路対策について

- ① 狭あい道路拡幅整備事業を促進し、セットバック部分の買い取り制度を設けること。
- ② 公有地と隣接する境界査定の費用負担については、市の助成を検討すること。

3. 住宅計画について

「住宅マスタープラン」の早期策定を図り、計画的な住宅政策（公営住宅の整備、民間住宅の整備政策、一般住宅耐震補強助成、環境政策を含む）の充実を図ること。

《下水道課》

(下水道係)

1. 下水道について

- ① 下水道使用料の値上げを抑制すること。
- ② 合流式地域の改善を進め、下水道と雨水の分流化を整備促進すること。また、下水道への不明水と雨水などの流入を排除するための整備を図ること。
- ③ 大雨時の浸水地域やマンホールからの一部吹き上げ等の対策を図ること。
- ④ 新宿滞水池の上部の有効活用を図ること。

2. 浄水管理センター

- ① 順次計画的に改修・整備を進めること。
- ② 津波被害が想定できることから、防災対策を講ずること。

【消 防】

1. 常備消防力について、「整備指針」（人員42%）に基づいて、100%に向けて体制の強化を進めること。また、車両・職員増員整備計画を策定し、順次その更新を図ること。
2. 消防職員の団結権を保障するよう、法改正を国に求めること。
3. 耐震防火水槽を順次計画的に整備すること。また、国へ補助制度の充実と予算増額を求めること。
4. 救急救命士の養成に努めること。
5. 二次病院搬送のための空ベッド確認ができるシステムの構築を図ること。
6. 医療機関からの救急救命士に対する指示ができるメディカルコントロール体制の充実を図ること。
7. 自動体外除細動器（AED）の市職員・教職員と市民への講習会などに積極的に取り組むこと。
8. 消防分団詰所（第3分団、第5分団、第9分団）の早期に建替えを図ること。
9. 消防団員の報酬は、交付金に見合う引き上げを行ない、処遇改善に努めること。
10. ドローンに対する訓練に努め、災害救助活動に有効活用を図ること。

【教育委員会】

《教育総務課》

1. 30人以下学級を低学年から導入すること。また、完全実施を国と県に求めること。（現行、35人以下学級は小2まで）
2. 会計年度任用職員（臨時）の常態化を避け、常勤化に努めること。
3. 特定の価値観を押し付けない教育を進めること。
4. 憲法の内心の自由を侵すような「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱など、教職員と児童・生徒への強制はしないこと。
5. 有害サイト対策に取り組むこと。

6. 学校施設整備について、各小中学校の老朽化した施設・設備については修繕に努めること。
7. 保護者負担の軽減に取り組むこと。
8. 学校図書館の蔵書数の充実に努めること。
9. 学校の安全対策と危機管理体制の充実に努めること。
10. 支援教育について、人員の体制強化を国と県に求めること。
11. 児童・生徒の通学交通費への助成制度を創設すること。

《学校教育課》

1. 就学時健診制度を充実すること。
2. 平和教育・環境教育を重視して、副読本等を作成して取り組むこと。
3. 学習支援員配置など充実に努めること。
5. 市奨学金の支給人員を拡大し、支給額の増額に努めること。
6. スクールカウンセラー体制の充実に努めること。
7. 就学援助制度について、新年度ごとに全児童・生徒を通じて「制度」の周知と徹底を図ること。
8. 学校給食の充実にについて
 - ① 輸入食品、遺伝子組換え食品は使用しないこと。
 - ② 給食費値上げを抑制し、無償化に向けて検討すること。
 - ③ ランチボックス方式を見直し、温かい給食を提供するため食缶方式に変更すること。
9. 学校災害・学校の事故防止に努めること。
10. キャリア教育の生徒による職業体験で、「自衛隊」が対象となっているが、憲法判断と国民議論が分かれているものであり、職業体験の対象としないこと。
11. 小中学生の夏休み子どもプール無料券の発行を行なうこと。

《社会教育課》

(社会教育係)

1. 各種講座など社会教育の充実に積極的に取り組むこと。

2. 小坪・沼間のコミュニティセンターにおいて、社会教育講座などを開催すること。

(文化財保護係)

1. 文化財、郷土資料、文化遺産など、本市の特色ある芸術・文化の育成、保護及び普及を図り、市民や学校教育への公開や活用等を図ること。
2. 名越史跡保存計画に基づいて、公有化を進め、歴史公園化を図ること。
3. 国指定長柄桜山古墳群整備基本計画に基づき、整備を図ること。
4. 池子遺跡群資料館について、シロウリガイ類化石や池子埋蔵文化財の保存・管理・研究の充実に努めること。

《図書館》

1. 近隣自治体の図書館や学校図書館とのネットワーク化と相互活用のシステム化を推進すること。(3市1町の協定あり)
2. 図書・視聴覚資料など充実に努めること。

《子育て支援課》

(子育て支援係)

1. 児童虐待への対応について

- ③ 児童相談所の体制充実について、国と県に求めること。
- ④ 相談室は、プライバシー保護に努め、体制の充実を図ること。

2. 小児医療費助成制度について

- ①所得制限の撤廃、給付方法の現物給付化など、その制度の拡充に努め、満18歳まで拡大すること。
3. 不育症治療助成制度を復活すること。
4. 乳幼児のアトピーや小児難病の対策に取り組み、相談体制を強化すること。
5. 小児生活習慣病健診制度の復活を図ること。
6. 保健師による訪問活動を積極的に行うこと。

《保育課》

(保育係)

1. 保育園について

①待機児童解消に取り組み、公立・私立の保育施設の耐震化と改修の図ること。

2. 放課後児童クラブについて

① 待機児童の解消を図ること。

② 補助型学童保育への支援に努めること。

(小坪保育園) (湘南保育園)

1. 公立保育園の2園を維持し、運営と給食調理の民営化をしないこと。

《療育教育総合センター》

(教育研究相談センター)

1. 不登校児童・生徒の適応指導教室の体制強化を図ること。